

## 監査結果公表第 10 号

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により令和 7 年 9 月 5 日付けで提出された住民監査請求について、同条第 5 項の規定により監査を行い、その結果を決定したので、次のとおり公表する。

令和 7 年 10 月 30 日

南砺市監査委員 須河 透  
同 蓮沼 晃一

### 第 1 請求

#### 1. 請求人

住所: 省略

氏名: 吉田 明子

### 第 2. 請求の趣旨

南砺市立野原東地内（桜ヶ池）ふれあい広場施設等解体事業について、農政課からの回答によると「一部が老朽化しているため、安全性の確保と周辺環境の整備を目的として解体」となっている。しかし、当該施設は建てられてから 20 年程しかたっておらず、老朽化によって支障のある箇所は見あたらない。今後も活用可能な施設を解体した事は、不当な財産の処分であり、解体にかかる費用は公費の不当な支出である。（南砺市都市公園条例 第 8 条（1））

また、施設内に多数の有価物があったが、活用を検討もせず処分されるなど、事業の進め方もござる。

南砺市所有の宿泊施設「桜ヶ池自遊の森」は、現在株式会社ガラパゴスが管理・運営することになっているが、掃除や草刈りなど通常の管理がされていない。

また 2 年前からたびたび廃棄物を搬入されるなど、環境の悪化が続いている。それに対し、改善を促すなどの必要な対応を怠っている。

ふれあい広場等解体事業について、同様の行為の再発防止を求める。

また、「自遊の森」は、かつて地域住民が費用を出しあって設立し、管理・運営も地域住民が担っていました。住民の地域活性への思いも、思い出もつまつた財産です。南砺市まちづくり基本条例第 4 条及び、第 5 条にもとづいて、市民の参画、意見を得ながら、慎重に事業を行なうよう、是正を求める。

施設管理に関して指導等を怠っている事実について、公共施設は市民のものである事をふまえ、適正に管理されるよう、改める事を請求します。

尚、解体跡地からの土砂の流出は、農政課が責任を持って、適正に処理して下さい。

### 第 3. 経緯

本請求は、令和 7 年 9 月 5 日に提起され、一部請求要件を具備しているとして受理した。また、令和 7 年 9 月 18 日付で請求要旨の記入内容について、「5. どのような措置を請求するのか」の記載の補正を求める、令和 7 年 9 月 24 日付で補正書が提出

されたことにより受理した。

#### 第4. 監査項目

##### (監査対象)

南砺市立野原東地内（桜ヶ池）ふれあい広場施設等解体事業における

- ・「不当な財産の処分」
- ・「不当な公費の支出」
- ・「ずさんな事業の進め方による有価物の処分」

##### (監査対象とならないもの) (却下)

宿泊施設「桜ヶ池自遊の森」の管理運営における

- ・「管理の怠慢」
- ・「環境悪化への無対応」

解体における

- ・「解体による土砂の流出」

#### 第5. 監査の執行

##### 1 監査の期間

令和7年9月6日から令和7年11月4日まで  
(翌日から60日間内で公表)

##### 2 監査の対象部署

行革・施設管理課、農政課、建設維持課

##### 3 請求人の陳情及び証拠提出

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和7年10月1日に請求人の陳述を聴取し、請求書の内容説明を受けた。

請求提出後の事象である解体跡地からの土砂流出については、今回の監査対象外とするが、担当課には申し出があったことを伝達することを確認した。

請求で求める措置は、「慎重に事業を行うよう是正を求める」とこと「適正に管理されるよう改めることを請求する」ことを確認した。

##### 4 関係人の陳情及び証拠提出

令和7年9月19日、南砺市長（以下「市長」という。）は、弁明書及び証拠書類を提出した。令和7年9月24日に、弁明書等の内容を基に、上記2の監査対象所属職員から陳述を聴取した。その内容は、以下のとおりである。

###### (1) 老朽化していない施設の不当な解体について

施設概要：

解体された「バーベキューハウス」は、旧城端町時代の平成5年12月に取得され、平成6年4月から供用を開始した鉄骨造の建物です。当該建

物は法定耐用年数(31年)が経過している状況にありました。

#### 利用状況の低迷:

令和2年3月まで指定管理者により運営されていましたが、R1.4月から12月までの利用件数は、バーベキューhausで13件、入浴施設で0件と低調で、指定管理者による運営も困難とされ、施設設置目的の役割は終了したとの判断によりR2.4より休止状態となっていました。

景観上への配慮もあり、R3.8月より民間企業からの利活用提案により、市が運営に関与しない形で施設の貸付を行っていました。

#### 公共施設再編計画との整合性:

本施設は、平成28年度に策定された第二次公共施設再編計画において「維持しない施設」と位置づけられています。この計画は、過大な施設保有の是正(縮減)による市の財政負担の軽減を図ることを目的に策定され、各地域で住民説明会も実施されており、住民の理解は得られているものと認識しています。

#### 解体の合理性:

利用が低迷し、再編計画において維持しない方針が示された施設の解体は、公共施設の効率的な運営を図るものであり、また、解体によって、市民の憩いの場である桜ヶ池公園の景観を保全することは、住民福祉の向上につながるものとして、合理的な判断であったと考えます。

### (2) 有価物の不当な処分について

#### 備品台帳の状況:

施設内の備品(冷蔵庫など)については、指定管理者との基本協定の備品等一覧のみにて把握できる状況です。

#### 耐用年数の超過:

これらの備品は、施設の当初整備工事の中で設置されたものと推測され、例えば冷蔵庫の法定耐用年数は6年であることから、すでに耐用年数を超過している状況にありました。

#### 処分の合理性:

法定耐用年数を超過した備品は、再活用される可能性が低いことから、再活用を図るための事務負担等を勘案した場合、施設の解体に合わせて処分することが、合理的であると考えます。

以上により、施設の解体およびそれに伴う公費の支出、耐用年数が経過した有価物の処分は、南砺市の財政健全化と住民福祉向上を目的とした公共施設再編計画に基づき、適正かつ合理的に行われたものです。よって、不

的な財産の処分、解体にかかる費用は公費の不当な支出には当たらないと考えます。

## 第6. 監査の結果

### 1. 主文

本件請求を棄却、一部却下する。

### 2. 認定事実

#### (1) 施設の経緯と解体方針

本施設は平成28年度策定の第二次公共施設再編計画において「維持しない施設」と位置づけられていた。

平成30年度からの指定管理者が令和2年3月末で辞退し休止。その後、複数の民間企業と活用の協議を行ったが、施設の持続的な活用は困難と判断された。

令和3年8月31日に行政財産から普通財産に変更され、解体予算は令和7年2月議会で可決されている。

#### (2) 解体行為の妥当性

市は、施設の法定耐用年数(31年)が経過していること、利用状況の低迷、再編計画に基づく方針、将来の維持管理費用を総合的に勘案し、解体を実施した。

解体行為は、合理的な理由と必要性に基づくものであり、議会の議決を経て実行されている。

#### (3) 有価物(備品)の処分

請求人が有価物と主張したものは、市の備品台帳が更新された形跡がなく、建設当初に設置されたものと推認される。

法定耐用年数を超過していること、及び施設の解体に伴い処分したことは合理的であると認められる。

#### (4) 施設の管理状況

9月24日の現地調査の結果、ゴミの放置、清掃の不徹底、及び雑草の繁茂を確認した。この状況は、施設の管理・監督が不十分であることを示している。

## 3. 結論

### (1) 監査の基本原則

地方公共団体の長の行為が違法又は不当なものとして司法判断の対象となるのは、当該行為が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかである場合、すなわち、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用したものと認

められる場合に限られるものと解される（最高裁昭和53年10月4日大法廷判決）。

#### （2）本件解体行為の適法性・妥当性

施設の解体は、法定耐用年数の経過、利用低迷、再編計画という市の総合的な政策判断に基づき、維持管理コストや将来の活用可能性を総合的に勘案した結果であり、合理的な必要性と相当性が認められる。

有価物とされた備品についても、耐用年数を超過しており、施設の解体に伴い処分することは合理的な判断である。

これらの行為は、裁量権の範囲内であり、その逸脱又は濫用があったとは認められない。

よって、本件解体事業における契約締結、公金支出及び財産処分に関する行為は、違法又は不当なものとは認められない。

よって、本件請求は棄却する。

### 第7 意見

本件請求についての監査委員の判断は以上のとおりであるが、監査委員の合議により、市長に対し、次のとおり意見を述べる。

#### （1）事業の再発防止及び市民参画の徹底について

判断：ふれあい広場等の解体事業における一連のプロセスにおいて、市民への十分な説明や合意形成が不足していたことは、南砺市まちづくり条例に定める「市民の参画」及び「情報の共有」の理念に反するものであり、改善を要すると認められる。

意見：公共施設の廃止や解体は、市民の財産形成の歴史や地域コミュニティの記憶に関わる重大な行為である。市は、単なる行政手続きとしてではなく、地域住民の意向を十分に踏まえた上で、事業の是非やその進め方について、対話の機会を必ず設けるべきである。今後、同様の事業を行う際には、本件を教訓とし、条例の趣旨を遵守した丁寧な事業運営を徹底するよう強く求める。

#### （2）公共施設の適正な管理について

判断：施設管理において、適切な指導監督がなされていなかったという事実は、市民の財産を預かる行政としての責任を十分に果たしているとは言えず、改善を要すると認められる。

意見：市は、保有する公共施設が「市民の共有財産」であることを再認識し、施設の維持管理に関する基準を明確に定め、全庁的な点検・監督体制を確立すべきである。また、不備が発見された場合には、速やかにその是正を行うとともに、市民に対して適切な情報提供を行うことを求める。

(3) 解体跡地の土砂流出対策について

判断：解体跡地からの土砂流出の事象は、請求が出された後のものであり、今回の監査対象としての取り扱いはしないという判断である。しかし、解体事業によって発生した土砂流出が、周辺環境や農地へ悪影響を及ぼす場合は、事業の実施責任において看過できない問題となる可能性がある。

意見：市は、速やかに現地を調査し、土砂流出を恒久的に防止するための抜本的な対策（法面保護工事、排水路整備等）を確認すべきである。また、本件は市民生活に直接影響を及ぼす事案であるため、農政課をはじめとする関係部署が連携し、対策の進捗状況を市民に逐次報告することを求める。